

政府の復興計画と基本方針

1. 東日本大震災復興構想会議提言

(経緯)

- 平成23年4月11日、「東日本大震災復興構想会議の開催について」を閣議決定。
- その後、6月24日に公布・施行された東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第18条において規定。
- 議長：五百旗頭 真（防衛大学校長） 委員計15名
- 4月14日に第1回を開催、計12回の会議を経て、6月25日に提言（「復興への提言」～悲惨のなかの希望～）を内閣総理大臣に手交。

(提言：下水道事業関連記述の抜粋)

○復興構想7原則

原則4：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

○第1章 新しい地域の形

(2) 地域づくり（むらづくり、まちづくり）の考え方

②地域の将来像を見据えた復興プラン

再生可能エネルギー（中略）や、（中略）地域資源の活用と域内循環を進めることにより、地域の自給力と価値を生み出す地域づくりを行うべきである。

○第2章 くらしとひとの再生

(6) 地域経済活動を支える基盤の強化

②再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上

(被災地における再生可能エネルギーの可能性)

再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等）については、エネルギー源の多様化・分散化、地球温暖化対策、新規産業・雇用創出などの観点から重要である。

(地域自立型エネルギーシステム)

被災地におけるインフラの再構築にあたっては、先端的な自立・分散型エネルギーシステムを地域特性に応じて導入していくことが必

要である。そのシステムは、まず、省エネルギーシステムの効率的な活用、次いで、再生可能エネルギーなど多様なエネルギー源の利用と蓄電池の導入による出力不安定性への対応、さらにガスなどを活用したコージェネ（熱電併給）の活用を総合的に組み合わせたものである。

こうした自立・分散型エネルギーシステム（スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジ）は、エネルギー効率が高く、災害にも強いので、わが国で長期的に整備していく必要がある。そこで、被災地の復興において、それを先導的に導入していくことが求められる。

（産業としての再生可能エネルギー）

再生可能エネルギー・システムの設置・導入は、復興過程において、まず、新たな雇用の創出に寄与する。

○第3章 原子力災害からの復興に向けて

（5）土壌汚染等への対応

放射性物質で汚染された廃棄物や土地の早期の処理、浄化に向けて取り組むべきである。

○第4章 開かれた復興

（2）電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し

エネルギー戦略の見直しにあたっては、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー対策、電力の安定供給、温室効果ガス削減といった視点で総合的な推進を図る必要がある。

（5）災害に強い国づくり

③防災・「減災」と国土利用

上下水道などの社会基盤について、施設そのものの防災対策の強化（中略）が必要である。

2. 東日本大震災からの復興の基本方針

(経緯)

- 東日本大震災復興基本法第 11 条に基づき東日本大震災復興対策本部を設置。
- 本部長：菅内閣総理大臣、副本部長：枝野内閣官房長官、平野復興対策担当大臣
- 7 月末に、東日本大震災からの復興の基本方針を策定。

(基本方針：下水道事業関連記述の抜粋)

○1 基本的考え方

国は、地方公共団体、民間等とも連携し、(中略) 災害廃棄物の処理、ライフライン、(中略) の復旧を急ぐ。

○5 復興施策

(1) 災害に強い地域づくり

①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり

(i) インフラ整備を効率的に推進する。

(ii) 再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル、安心・安全等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組みなど、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取組みを支援する。

⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

(iii) 官民一体となって震災復興に取り組むため、(中略) 民間の資金、経営能力、技術的能力の活用や土地信託手法、官民連携 (PPP)、PFI 手法の活用 (中略) を促進する。＜P＞

(3) 地域経済活動の再生

⑪環境先進地域の実現

(i) 環境先進地域 (エコタウン) を被災地域に実現するため、地域の未利用資源を徹底活用しながら自立・分散型エネルギーシステムを導入。

(4) 大震災の教訓を踏まえたくにつくり

①電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し

(i) 再生可能エネルギー、省エネルギー、化石燃料のクリーン利用分野等の革新的技術開発を推進する。

②再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進

(i) 地域の特性を踏まえ、太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電、中小水力発電等の導入を促進する。

③世界に開かれた復興

(iii) 災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するための国際協力を積極的に推進する。

⑤今後の災害への備え

(v) 社会基盤の防災対策の強化（中略）の取組みの促進等を行う。

(x i) 上下水道の耐震化（中略）を推進する。

○ 6 原子力災害からの復興

(1) 応急対策、復旧対策

④放射性物質の除去等

(ii) 下水汚泥等の適切な処理に必要な措置を講じる。